

弁護士会内の委員会等による裁判官の評価のためのアンケート調査について

※第48回司法制度改革審議会(平成13年2月19日)に日弁連が提出した資料に基づいて作成

(1) 大阪弁護士会(司法改革推進大阪センター)

実施方法 アンケート方式

実施時期 平成10年初め

回答回収数 103名

((参考)平成10年4月1日現在の大阪弁護士会会員数2368名)

評価対象者 66名

(もともと、10名以上の弁護士から回答があったのは、34名の裁判官)

評価項目

弁論(①記録をよく読んで弁論に臨んでいるか、②思い込みを持たないで訴訟指揮を行っているか)、争点整理(③陳述書の提出を強要しないか、④自らした争点把握、整理に固執する事はないか)、証拠調べ(⑤十分な証拠調べを行っているか、⑥尋問をよく聞いているか、⑦尋問について介入や制限をしないか)、和解(⑧妥当な解決案を示すことが出来るか、⑨和解手続の進め方について当事者の意見をよく聞くか)、判決(⑩判決書が説得的か)、資質一般(⑪訴訟当事者に対して親切で丁寧か(高圧的でないか)、⑫裁判官の職務に熱意があるか、⑬理解力が有って事件筋を見通せるか)

評価方法 各項目につき5段階評価(大変良い・良い・普通・悪い・大変悪い)

(2) 京都弁護士会(司法問題対策委員会)

実施方法 アンケート方式(京都弁護士会会員全員に配付)

実施時期 平成9年3月から4月にかけて

回答回収数 52名

((参考)平成9年4月1日現在の京都弁護士会会員数287名)

評価対象者 京都地方裁判所本庁に配属された裁判官のうち、単独で民事裁判を担当していた17名(判事及び特例判事補)

評価項目

①権利擁護の熱意が感じられるか、②事件の適正な解決をしようとするか、③記録をきちんと読んでいるか、④法律知識が優れているか、⑤法的常識があり妥当な判断力があるか、⑥思い込みがなく慎重であるか、⑦当事者(代理人)の意見を尊重するか、⑧迅速な処理をするか、⑨事実認定能力があるか、⑩和解の手続きが公正であるか

評価方法 各項目につき5段階評価(大変強い・まあまあである・どちらともいえない・あまりない・まったくない)

(3) 名古屋弁護士会(司法改革推進関連委員会協議会裁判官評価アンケートチーム)

実施方法 アンケート方式(名古屋弁護士会会員全員に配付)

実施時期 平成10年12月初め

回答回収数 213名

((参考)アンケート実施時の名古屋弁護士会会員数783名)

評価対象者 名古屋地方裁判所管内に配属された裁判官のうち、民事事件を担当していた37名(判事及び特例判事補)

(そのうち、5名については、平均回答者数が15名以下であったという。)

評価項目

①熱意をもって職務に取り組んでいるか、②記録をよく読んでいるか、③思い込みをもち、それに固執することはないか、④法律的な理解力が優れているか、⑤事実認定の能力が優れているか、⑥和解の進め方について当事者の意見をよく聞くか、⑦判決書は説得的か、⑧訴訟関係者に高圧的でないか、⑨迅速処理を心懸けているか、⑩総合的な観点から優れた裁判官と思うか

評価方法 各項目につき5段階評価(大変良い・やや良い・普通・やや悪い・大変悪い)